

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：八代市役所

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.3%
全職員	80.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.4%
本庁課長相当職	94.9%
本庁課長補佐相当職	94.1%
本庁係長相当職	91.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.9%
31～35年	93.4%
26～30年	92.2%
21～25年	89.0%
16～20年	88.3%
11～15年	87.5%
6～10年	91.6%
1～5年	92.2%

【説明欄】

男性職員が世帯主や住居の契約者となっている場合が多く、扶養手当・住居手当の受給者に占める男性の割合が高い（扶養手当受給者のうち約82%、住居手当受給者のうち約66%が男性職員となっている）。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	11.3%

【説明欄】

令和元年度の割合 9.6%と比較すると上昇傾向にあるが、女性職員が能力を十分に発揮するために、本人のこれまでのキャリアや今後の業務経験も視野にいれるとともに、職員本人の申告等にも配慮した人員配置を行っている。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	7.7%
本庁課長相当職	13.4%
本庁課長補佐相当職	26.7%
本庁係長相当職	33.3%

【説明欄】

女性職員が能力を十分に発揮するために、本人のこれまでのキャリアや今後の業務経験も視野にいれるとともに、職員本人の申告等にも配慮した人員配置を行っている。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	80.0%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—%
女性	100%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0%	0%	—	0%
1週間以上2週間未満	6.3%	0%	—	0%
2週間以上1月以下	50.0%	0%	—	0%
1月超3月以下	31.3%	5.3%	—	0%
3月超6月以下	12.5%	0%	—	0%
6月超9月以下	0%	10.5%	—	0%
9月超12月以下	0%	52.6%	—	100%
12月超24月以下	0%	21.1%	—	0%
24月超	0%	10.5%	—	—

【説明欄】

子育て支援ガイドブックを作成し、育児休業をはじめとする出産・子育てに関する各種休暇制度について職員へ周知している。また、職員本人またはその配偶者の出産予定がある場合には、当該職員の所属長にガイドブックを送付するとともに、所属長と本人が休暇等の取得予定について相談し、「休暇等取得計画シート」を作成することで、出産・育児に関する休暇等を取得しやすい職場環境の整備を図っている。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	13.5 時間／月
内部部局等以外	11.1 時間／月

【説明欄】

全庁的に出退勤管理システムにおいて、時間外勤務を把握・管理している。

また、毎週1日ノー残業デーを実施し、管理職を含め定時退庁への意識啓発を行い、時間外勤務の縮減に努めている。